

Ⅱ 本案内の見方, 研修の申し込み等について

この「研修事業案内」には, 研修・講座のねらい, 対象者, 期日, 会場等が示してあります。また, 研修・講座の受講申し込みに必要な提出書類の各種様式が掲載されています。

基本研修	
p.7~p.11	
○初任者 ○新規採用 養護教諭 栄養教諭 実習教員 寄宿舎指導員 幼稚園等教諭	総合教育センターホームページ「研修講座事業」 http://www.apec.aichi-c.ed.jp/kenshu/download.html
○県立2年目教員 ○県立3年目教員	
○5年経験者	詳細については, 当センターウェブページに掲載している各研修の手引を御覧ください。 また, 所属長宛てに, 実施要項も送付します。
○10年経験者	※県立学校初任者研修の手引は, 「愛知エースネット」の「内部ページ」 http://www-in.aichi-c.ed.jp/ からダウンロードできます。
職務研修	
p.12~p.15	所属長宛てに送付される実施要項等で, 詳細を御覧ください。
課題研修	
p.16, p.17	各職務に該当する教員を対象とします。
	所属長宛てに送付される実施要項等で, 詳細を御覧ください。
	地区(または学校)ごとに人数等が指定してあります(一部の研修を除く)。
専門研修	
p.18~p.61	この研修には自由応募のものと, 地区(または学校)ごとに人数が指定してあるものとがあります。本案内p.18~p.61を御覧の上, 申し込んでください。申し込まれた方には, 受講の可否を所属長宛てに6月上旬に通知します(5年経験者研修の教科別研修を除く)。また, 研修番号53~77の専門研修では, 「追加連絡」をウェブページに掲載(6月中旬)しますので, 確認してください。
○教科別研修 (研修番号53~71)	なお, 参加者には, 実施要項を改めて送付しませんので, 本案内p.18~p.46に従って所定の日時・場所へお越しください。
	この研修には小・中学校及び高等学校5年経験者研修の教科別研修が含まれています。この場合の申し込み等については, 5年経験者研修で行います。
	なお, 「自由応募あり」の研修には, 5年経験者研修受講者以外の方も応募することができます。
長期研修	
p.62, p.63	対象者, 応募条件及び期間等が掲載されています。なお, 派遣要項等は別途通知します。
小中学校 事務職員等研修	
p.63	ねらいや対象者等が掲載されています。なお, 詳細は別途通知します。
eラーニング研修	
p.64~p.67	研修・講座の一部で「eラーニング研修」を実施します。これは, 主にセンターでの集合研修に代わるものとして研修の一部を在校のまま受講する研修方法です。
	センターでの集合研修を実施しない「eラーニング単独講座」もあります。
各種様式	
p.68~p.86	参加申し込み及び欠席・遅刻・早退等に関する各種様式が掲載されています。※各種様式は, 当センターウェブページからダウンロードできます。

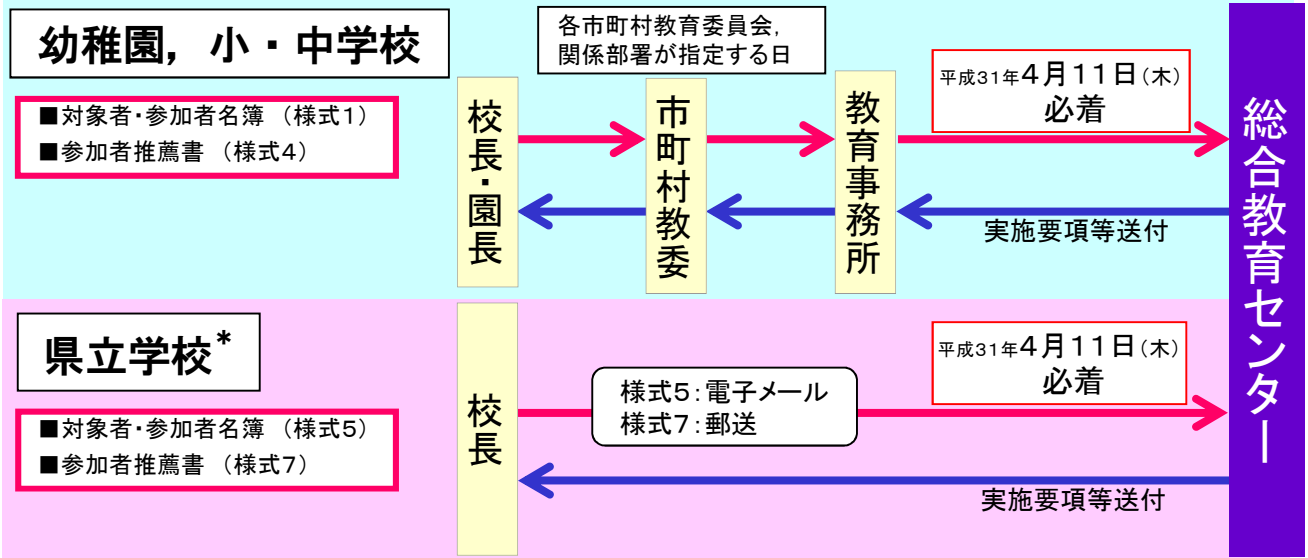
※研修・講座の受講に当たって, 支援や配慮等の必要があれば, 下記まで御相談ください。

研修部企画研修室 電話 0561-38-9506

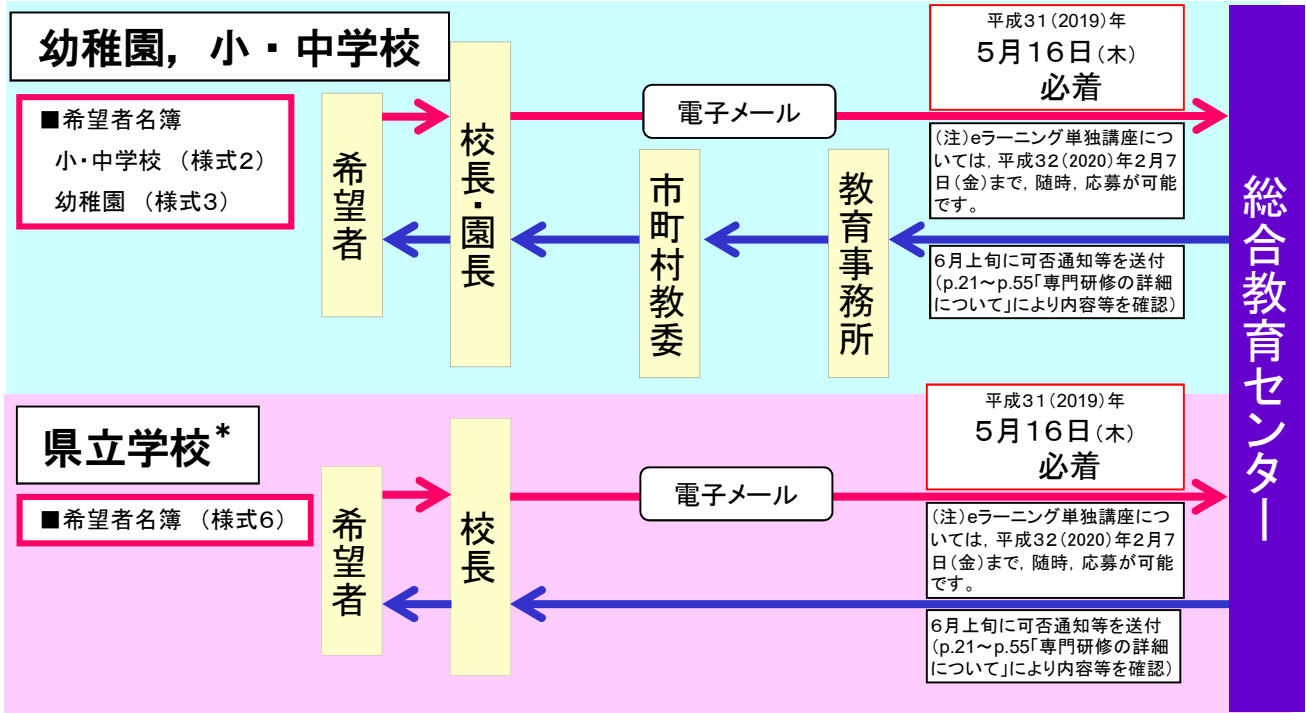
◆申し込み手続き

※各種様式については、p.68以降を参照

【基本研修・職務研修・課題研修・長期研修】【専門研修(指定分)】



【専門研修(自由応募制)】



* 県立学校は、県立（豊橋市立、瀬戸市立、刈谷市立、豊田市立を含む）の高等学校及び特別支援学校を指す。

総合教育センターへ直接名簿等を送付する方法 **電子メール※（様式4・7を除く）**

所属アドレス（学校代表アドレス）から送信する。
※個人アドレスから送信しない。

総合教育センター所属アドレス
sogokyoiku-c@pref.aichi.lg.jp

※ただし、学校の所属アドレス（代表アドレス）がない場合は、名簿等を印刷し、郵送する。

郵送先：〒470-0151 愛知県東郷町大字諸輪字上鉢68番地

愛知県総合教育センター研修部企画研修室

* 「対象者（参加者・希望者）名簿在中」と朱書きする。

◆受講に当たっての留意事項

1 総合教育センター利用上の注意

- ・総合教育センターへ来所の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。
- ・講師の都合等により、研修・講座内容、日程等が変更になる場合があります。
- ・研修会場での飲食は、指定された場所をお願いします。研修会場へ昼食等で持ち込んだ物は、各自責任をもって必ず持ち帰ってください。なお、総合教育センター内に食堂はありません。
- ・総合教育センターは敷地内全面禁煙です。御理解と御協力をお願いします。

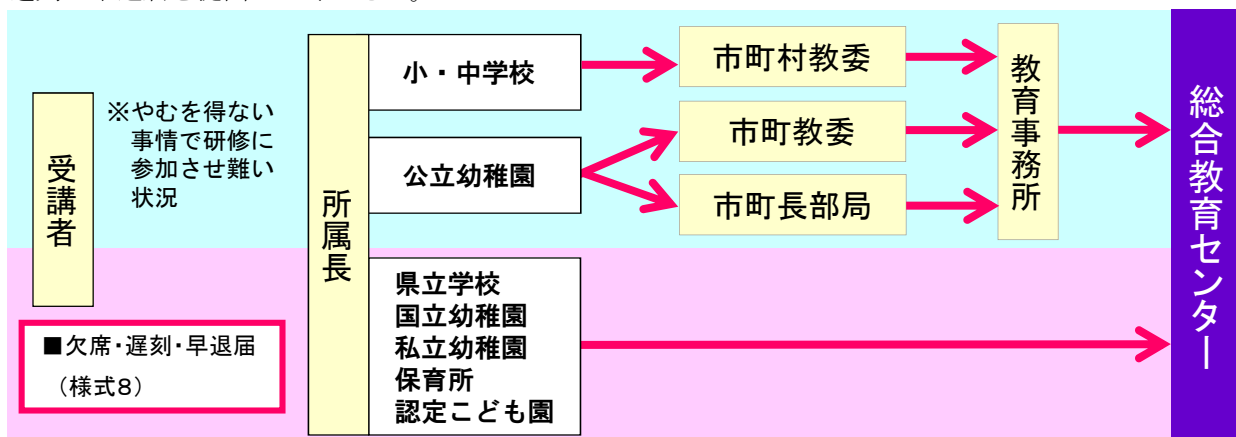
2 提出課題等の送付について

提出課題等を総合教育センターへ送付する場合は、封筒の余白に「研修番号ーコース等記号 ○○講座○○コース▽▽在中」と朱書きしてください。また、メールによる提出を指示する課題もあります。

3 研修・講座欠席等の手続きについて

やむを得ない事情で研修に参加させ難いとき、所属長は様式8により、下の流れに沿って、総合教育センター所長宛てに欠席・遅刻・早退届を提出（郵送先は「企画研修室」）してください。

ただし、緊急の場合は、所属長または受講者から直接研修担当者に連絡し、後日、速やかに欠席・遅刻・早退届を提出してください。



4 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は、当日の全ての研修を中止する。
- 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての研修を中止する。

5 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

(1) 午前7時までに県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	その後の警報の推移	当日の研修の取り扱い
ア 全日の日程で計画されていた研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
イ 午前だけの日程で計画されていた研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
ウ 午後だけの日程で計画されていた研修	午前10時30分の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前10時30分の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止

(2) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	当日の研修の取り扱い
当日の全ての研修	中止

6 地震等における研修事業等の取り扱いについて

非常時の状況	研修の取り扱い
ア 南海トラフ地震に関連する情報（定例）が発表されたとき	実施
イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 県内で震度5強未満の地震が発生したとき	実施 ※地震の状況により、研修を中止することとなった場合には、総合教育センター所長が所属長に連絡する。
エ 県内で震度5強以上の地震が発生したとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

7 「愛知県新型インフルエンザ対策本部」から休校要請が寄せられた場合における研修事業等の取り扱いについて

- 対策本部から県内全学校を対象に休校が要請された期間の研修を中止とする。
- 学校が再開された日の翌日から、当初計画されている研修を日程どおり順次実施する。

<上記4, 5, 6, 7における留意事項>

研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。